

職員の懲戒処分について（令和2年1月20日教育委員会議定例会）（議案第30号関係）

No.	No.1
処分年月日	令和2年1月20日
処分の種類	戒告
処分の理由	安全運転義務違反（重傷事故） （概要） 被処分者は、平成27年2月24日（火）午前7時25分頃、通勤のため普通乗用自動車を運転し、釜石市大平町三丁目2番1号付近の国道45号を走行中、運転操作を誤り自車を道路右側部分に進出させた過失により、対向してきた普通乗用自動車の右前部に自車右前部を衝突させ、相手方に加療約3か月間を要する頸椎骨折等の傷害を負わせた。
事件発生日 年 月 日	平成27年2月24日（火）
被処分者の 年 齢	50歳代
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	沿岸南部教育事務所管内